

## 重大事由解除と反社会的勢力の排除について

弁護士 天野 康弘

平成24年4月以降、各生保会社は、暴力団排除条項（以下「暴排条項」という。）を盛り込んだ約款改定を行い、「注意喚起情報」や「契約のしおり」の中にも、暴排条項に基づき保険契約が解除される場合がある旨を記載するようになった。

暴排条項は、重大事由解除の一つであり、反社会的勢力の排除について、重大事由解除の包括条項を具体的に明確化している。

本報告では、重大事由解除と反社会的勢力の排除について、次の点を検討し、報告したい。

### (1) 表明確約について

銀行・証券・保険という金融3業界において、保険業界の暴排条項排除導入は時期的に一番遅いものであったが、上述の通り導入されるに至っている。

ところで、銀行・証券との相違点に、保険業界では、反社会的勢力でないことの表明確約（以下「表明確約」という。）を取得していない。

そこで、表明確約取得の必要があるのか否かについて検討する。

### (2) 既契約の重大事由解除について

生命保険契約は長期契約であり、既契約の保険契約には、暴排条項は当然ない。

そこで、既契約について、反社会的勢力を排除する必要がある場合にはどのような留意が必要なのかについて検討する。

### (3) 抗争状態下での反社会的勢力の排除について

対立する暴力団同士の衝突が死傷者をも生じさせる抗争状態に発展することがある。

暴力団の抗争については、暴力団固有の構造がある。暴力団関連の裁判

においても、暴力団固有の構造について指摘がなされている。

そこで、暴力団が抗争状態に発展した場合に、重大事由解除以外で、保険者免責を導くためにどのような主張が可能であるのか検討する。